

2007（平成19）年1月5日

罪責判決制度

第1 罪責判決制度のイメージ

- 1 数個の対象事件を併合した場合又は非対象事件と対象事件を併合した場合を前提にする。
- 2 一定の場合に、一部の事件（罪責審理事件）を分離して審理（罪責審理）する。残った事件を終局判決事件とする。
- 3 罪責審理事件の罪責判決後、罪責審理事件を終局判決事件に併合して、併合事件全体について終局判決を行う。
- 4 罪責審理事件を分離するので、罪責審理事件の合議体を構成する裁判官は、他の罪責審理事件あるいは終局判決事件の裁判官とは、原則として別の裁判官となる。
- 5 罪責審理の審理範囲を、罪となるべき事実の有無の判断等に必要な範囲に限定する。

第2 罪責審理決定の要件（案）

裁判所は、同一の被告人に対し公訴が提起された数個の対象事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二条第一項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件をいう。以下同じ。）の弁論を併合した場合又は同法第四条第一項の決定に係る事件と対象事件の弁論を併合した場合において、併合した事件（以下「併合事件」という。）を一括して審理すると長時日にわたるなど裁判員に過重な負担となり裁判員の選任が困難になるためやむを得ないと認められるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、当該併合事件のうち一部の事件（以下「罪責審理事件」という）の弁論を分離して審理を行う旨の決定（以下「罪責審理決定」という。）をすることができるものとすること。ただし、犯罪の証明に支障が生じ又は被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあることその他相当でないと認められるときは、この限りではないものとする。

（注：アンダーライン部分が、要綱（骨子）と主に異なる部分）

以上